

平成19年3月
国際協力銀行

業務戦略(平成19年度補足)

本行が平成14年度より導入した業務運営評価制度においては、長期的な視点から業務運営の方向性を示す「業務方針」の下で、中期的な視点での「業務戦略」を作成し、それを各年度の活動として具体化するため「年間事業計画」を策定しています。「業務戦略」は、本行を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえた中期的な業務の方向性等を基本認識として示し、それに基づいて取り組むべき課題を設定するとともに、取り組み状況の評価・モニタリングのための指標等を設定しています。平成17年3月に改訂した現行の「業務戦略」に示す中期的な業務の方向性に大幅な変更はありません。今般、平成19年度年間事業計画を策定するにあたり、本行が業務運営を行う上で追加的に認識・反映すべき我が国政府の主要な政策等に関連して「業務戦略」における基本認識を以下の通り補足します。

○政策金融改革

平成18年5月26日成立の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成20年度に、国際金融等業務は新政策金融機関に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構に承継されることとなりました。また、同年6月には「政策金融改革に係る制度設計」及び「新時代のODA実施体制作り」がそれぞれ公表され、同年11月8日には「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立し、また「株式会社日本政策金融公庫法案」についても国会に提出されており、今次国会にて審議される予定です。平成19年度において、本行については、平成20年10月にスタートを切る予定のかかる新体制への移行準備を着実に行うと共に、本行に課せられた使命を果たすため、一層効果的・効率的な業務を遂行することが求められています。

○ 経済成長戦略大綱(平成18年7月 財政・経済一体改革会議)

経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、「グローバル戦略」(平成18年5月)と「新経済成長戦略」(平成18年6月)等を統合し、政府・与党で決定されたものです。我が国の国際競争力の強化のため、アジアの経済成長のダイナミズムを取り込むとともに、資源・エネルギー制約及び環境制約というリスクへの対応等が謳われています。本行に対しても、我が国の経済成長に貢献するため、我が国の国際競争力確保のための取り組みを進めていくことが求められています。

○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(骨太の方針)(平成 18 年 7 月
閣議決定)

平成 18 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(骨太の方針)」において、「成長力・競争力を強化する取組」として「経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化」が謳われました。その中で、政府開発援助(ODA)も「国際競争力の強化」のための施策として位置づけられました。これは、2005 年 7 月のグレンイーグルズ・サミットでの小泉首相(当時)による「今後 5 年間の ODA 事業量について 100 億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施するため円借款を積極的に活用することが確認されたものです。

○ 日本のエネルギー協力イニシアティブ(平成 19 年 1 月 第 2 回東アジア首脳会議)

平成 19 年 1 月に開催された第 2 回東アジア首脳会議において、安倍首相が表明したイニシアティブです。東アジア地域におけるエネルギー安全保障向上のため、省エネルギーの推進およびエネルギー貧困の解消に向け、本行の円借款と投資金融等を積極的に活用する旨表明されました。なお、エネルギー貧困の解消に向けては、今後 3 年間で 20 億ドル規模のエネルギー関連の ODA を実施するとの数値目標も掲げられております。

○ エネルギー基本計画(平成 19 年 3 月 閣議決定)

新・国家エネルギー戦略(平成 18 年 5 月)、経済成長戦略大綱(平成 18 年 7 月)の発表に続いて、エネルギー政策基本法に基づき、今後 10 年程度を見通したエネルギー政策の基本的な方向性を示すものとして、現行基本計画(平成 15 年 10 月策定)が最近のエネルギー情勢等を踏まえて改定されたものです。改定の柱には、石油等の安定供給確保に向けた戦略的・総合的な取り組みの強化、省エネルギー政策の一層の充実・強化、新エネルギーの導入拡大、技術によるエネルギー・環境制約のブレークスルー等が掲げられています。本行に対しても、引き続きかかる我が国政府の資源・エネルギー政策に沿って、我が国の資源の安定供給確保、環境問題への取り組みを進めていくことが求められています。

以上